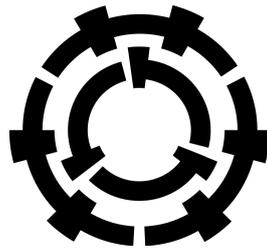


議案参考資料



令和6年6月三郷市議会定例会

(議案第25号参考資料)

三郷市税条例の改正概要
(令和6年4月1日から施行)

(市民税の減免)

○第51条

職権による個人住民税の減免を可能とする規定の追加です。

(固定資産税の減免)

○第71条

職権による固定資産税の減免を可能とする規定の追加です。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

○附則第5条の2

令和6年能登半島地震により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例の新設です。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

○附則第6条

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(いわゆるセルフメディケーション税制)を定めたものです。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

○附則第7条の5

令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る対象者及び控除方法に関する規定の新設です。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

○附則第7条の6

令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る対象者及び控除方法に関する規定の新設です。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

○附則第7条の7

令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る公的年金等の特別徴収及び普通徴収の税額に関する規定の新設です。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

○附則第10条の3

認定長期優良住宅に対する特例措置について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定の創設及び地方税法施行規則の改正に伴う引用条文の整理です。

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

○附則第11条

令和6年度評価替えによる年度の更新及び地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

○附則第11条の2

令和6年度評価替えによる年度の更新です。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

○附則第12条

令和6年度評価替えによる年度の更新及び規定の整備です。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

○附則第12条の2

令和6年度評価替えによる年度の更新及び引用条文の整理です。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

○附則第13条

令和6年度評価替えによる年度の更新及び規定の整備です。

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

○附則第13条の3

令和6年度評価替えによる年度の更新及び規定の整備です。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

○附則第16条の3

特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等配当所得の分離課税分の個人住民税所得割額を含める読替規定を追加するものです。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

○附則第16条の4

特別税額控除の対象となる所得割の額について、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税所得割額を含める読替規定を追加するものです。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第17条

特別税額控除の対象となる所得割の額について、長期譲渡所得の分離課税分の個人住民税所得割額を含める読替規定を追加するものです。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第18条

特別税額控除の対象となる所得割の額について、短期譲渡所得の分離課税分の個人住民税所得割額を含める読替規定を追加するものです。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第19条

特別税額控除の対象となる所得割の額について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人住民税所得割額を含める読替規定を追加するものです。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第20条

特別税額控除の対象となる所得割の額について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人住民税所得割額を含める読替規定を追加するものです。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第20条の2

特別税額控除の対象となる所得割の額について、特例適用利子等及び配当等に係る個人住民税所得割額を含める読替規定を追加するものです。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第20条の3

特別税額控除の対象となる所得割の額について、条約適用利子等及び配当等に係る個人住民税所得割額を含める読替規定を追加するものです。

(議案第26号参考資料)

三郷市都市計画税条例の改正概要

(令和6年4月1日から施行)

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

○附則第8項

令和6年度評価替えによる年度の更新及び規定の整備です。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

○附則第9項

令和6年度評価替えによる年度の更新です。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

○附則第10項

令和6年度評価替えによる年度の更新です。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

○附則第11項

令和6年度評価替えによる年度の更新です。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

○附則第12項

令和6年度評価替えによる年度の更新です。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税

の特例)

○附則第13項

令和6年度評価替えによる年度の更新及び規定の整備です。

(市街化区域農地に対して課する平成18年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

○附則第15項

令和6年度評価替えによる年度の更新及び規定の整備です。

○附則第16項

令和6年度評価替えによる年度の更新です。

(用語の意義)

○附則第18項

附則第8項の改正に伴う規定の整備です。

(読替規定)

○附則第19項

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(令和6年度から令和8年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)

○附則第20項

令和6年度評価替えによる年度の更新及び引用条文の整理です。

入札結果表

件名 (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事 (建築)

入札日時 令和6年5月14日 (火) 9時45分

入札場所 入札室【電子入札】

入札執行者 総務部参事 (兼契約課長) 齊藤 直樹

入札立会者 危機管理防災課参事 千代田 剛史

書記 契約係長 井口 優子

入札経過

法人番号	入札業者名	入札1回目	入札2回目	備考
4030001007277	不動開発(株) 三郷営業所	¥1,340,000,000		落札
2030001018210	(株)松永建設 三郷営業所	¥1,420,000,000		

見積経過 (不落札随意契約の場合のみ記載する。)

法人番号	見積業者名	見積1回目	見積2回目	備考

入札結果

不動開発(株) 三郷営業所と¥1,340,000,000に消費税及び地方消費税の額 (10/100) ¥134,000,000を加算した¥1,474,000,000で契約するものとする。

予定価格	¥1,491,600,000	最低制限価格	¥1,372,272,000
(入札書比較価格)	¥1,356,000,000	(入札書比較価格)	¥1,247,520,000

建-9	201
-----	-----

※予定価格及び最低制限価格は税込み (金額の記載のないものは、「設定なし」)。

「この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年条例第7号) 第2条の規定に基づき、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得た後にこれを本契約とする。」

入 札 結 果 表

件 名 三郷市立前川中学校校舎改修工事 (建築)

入 札 日 時 令和6年5月14日 (火) 10時00分

入 札 場 所 入札室【電子入札】

入 札 執 行 者 総務部参事 (兼契約課長) 齊藤 直樹

入 札 立 会 者 教育総務課長 名川 伸太郎

書 記 契約係長 井口 優子

入札経過

法人番号	入札業者名	入札1回目	入札2回目	備考
3030001065441	(株)会澤工務店 三郷営業所	¥446,500,000		辞退
2030001018210	(株)松永建設 三郷営業所	¥428,000,000	¥423,000,000	落札
8030001064843	(株)水谷工務店 三郷営業所	¥450,000,000	¥427,000,000	
5040001037157	(株)山野辺建設 吉川営業所			辞退

見積経過 (不落札随意契約の場合のみ記載する。)

法人番号	見積業者名	見積1回目	見積2回目	備考

入札結果

(株)松永建設 三郷営業所と¥423,000,000に消費税及び地方消費税の額 (10/100) ¥42,300,000を加算した¥465,300,000で契約するものとする。

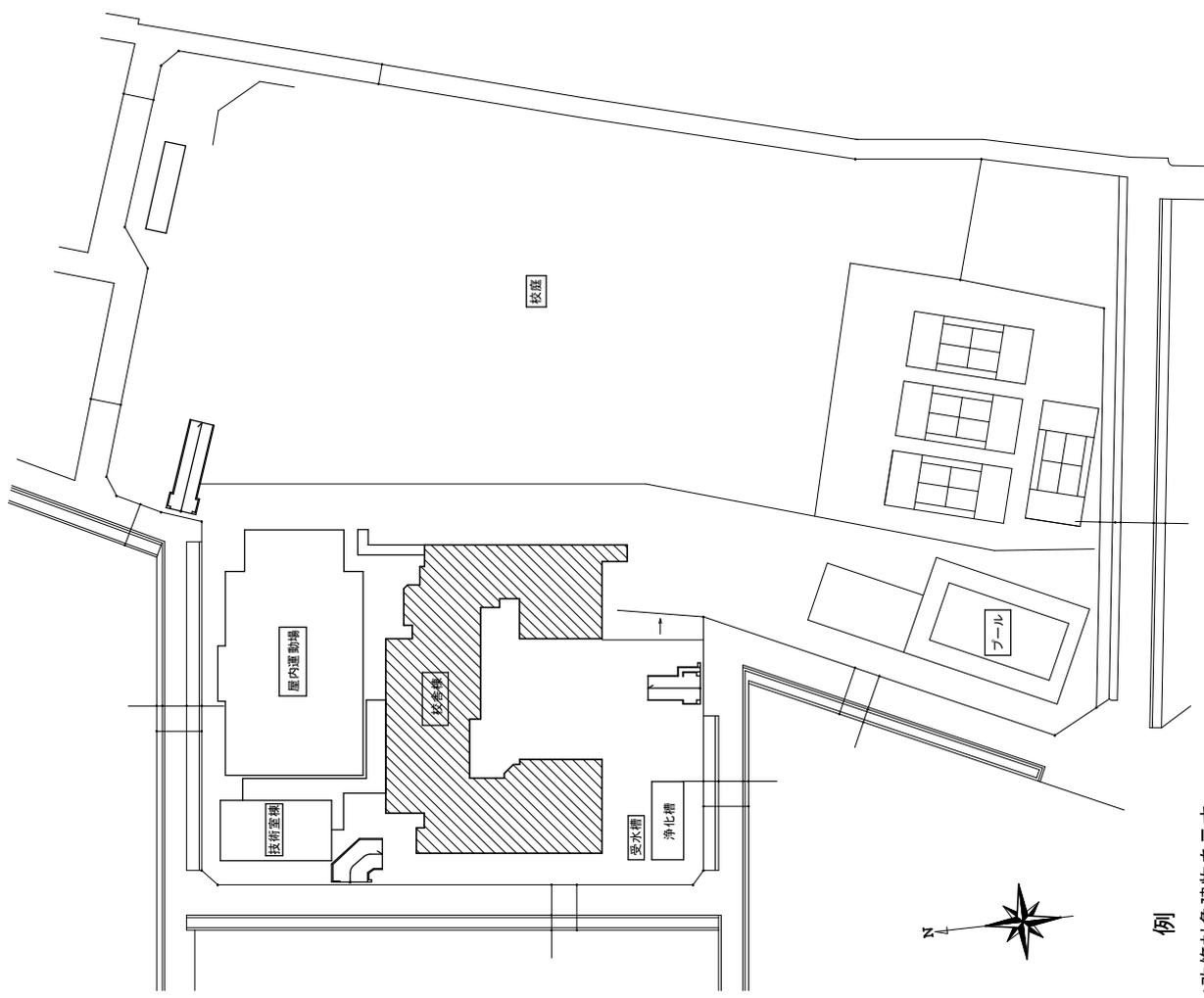
予定価格	¥467,500,000	最低制限価格	¥430,100,000
(入札書比較価格)	¥425,000,000	(入札書比較価格)	¥391,000,000

建-11	203
------	-----

※予定価格及び最低制限価格は税込み (金額の記載のないものは、「設定なし」)。

「この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年条例第7号) 第2条の規定に基づき、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得た後にこれを本契約とする。」

三郷市立前川中学校校舎改修工事（建築）概要



凡 例

：改修対象建物を示す



- 《外壁改修工事》
- ・外壁塗装改修
 - ・シーリング打替え
 - ・竖樋改修
 - ・昇降口階段補修
 - ・ガラスブロック改修

- 《外構改修工事》
- ・スロープ新設
 - ・渡り廊下改修

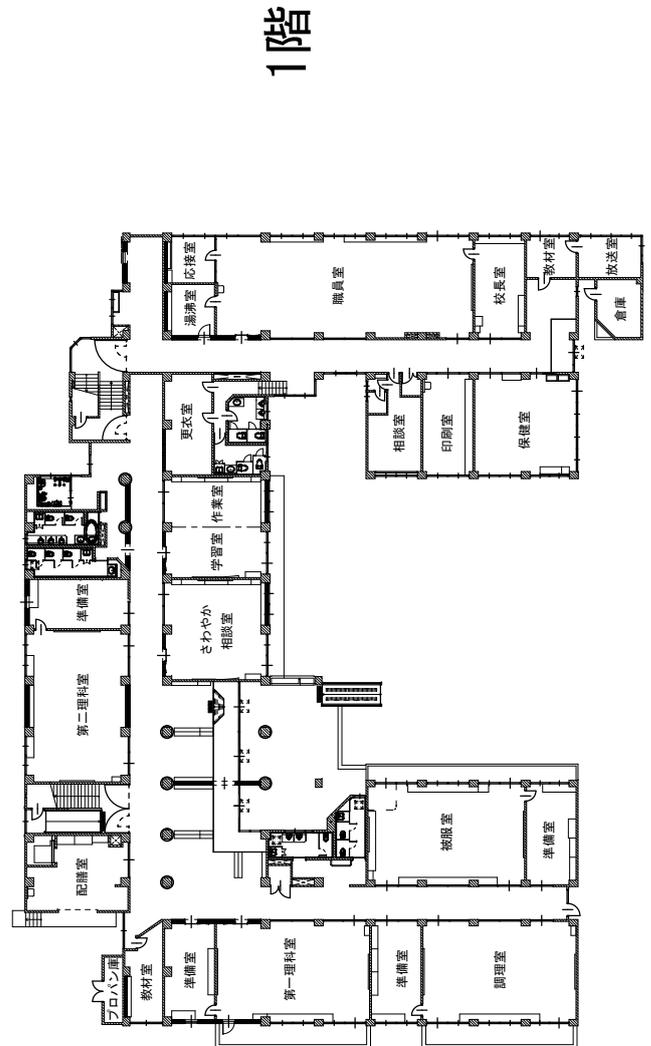
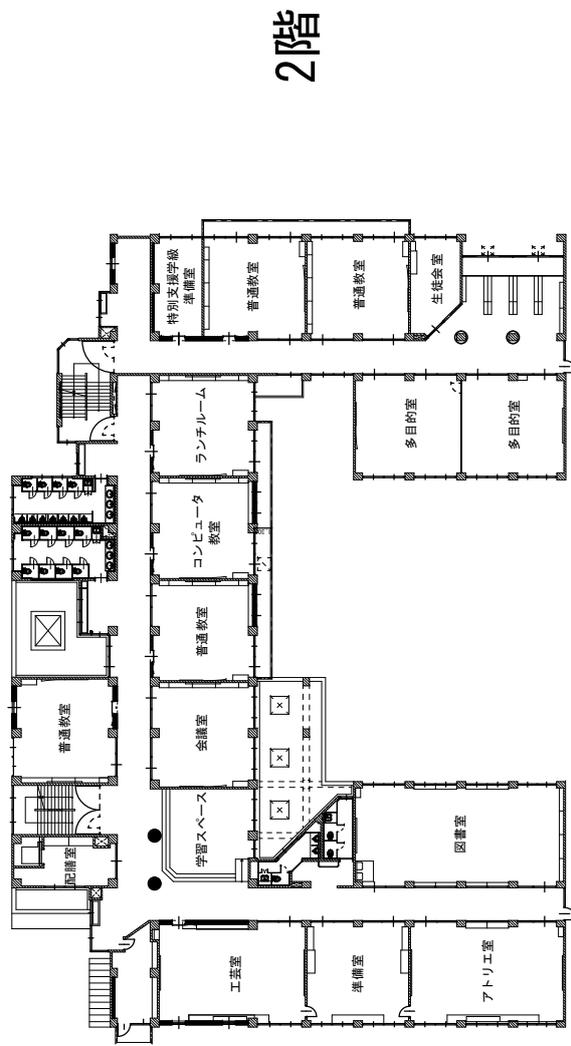
- 《屋上防水改修工事》
- 屋上、ベランダ
- ・ウレタン塗膜防水改修

- 《内部改修工事》
- ・建具塗装改修（一部）
 - ・階段シート張替
 - ・昇降口靴箱撤去、新設
 - ・昇降口等段差解消
- 普通教室
- ・床、壁、天井：塗装改修
 - ・棚撤去、新設
 - ・特別教室
 - ・実験台交換

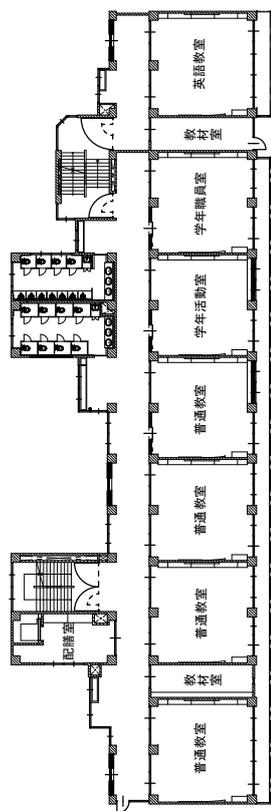
- 《トイレ改修工事》
- ・1階多目的トイレ新設
 - ・北側及び西側トイレ洋式化改修（1階及び2階）

配 置 図 5/11/00

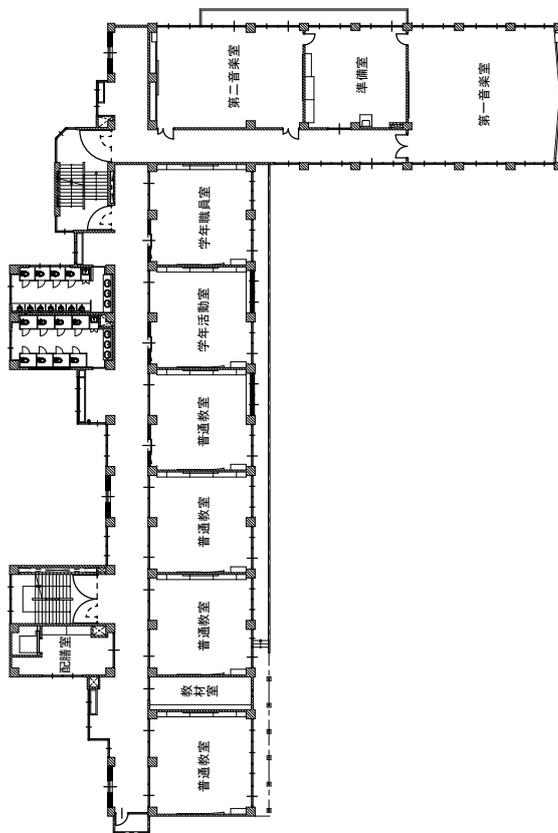
三郷市立前川中学校校舎改修工事（建築）概要



三郷市立前川中学校校舎改修工事（建築）概要



4階



3階

入 札 結 果 表

件 名 高度救命処置用資機材等の購入
 入札日時 令和6年4月26日(金) 14時00分
 入札場所 入札室【電子入札】
 入札執行者 総務部参事(兼契約課長) 斉藤 直樹
 入札立会者 警防課長 豊田 修
 書記 契約係長 井口 優子

入札経過

法人番号	入札業者名	入札1回目	入札2回目	備考
9030001070691	(株)アスト			辞退
1013301002010	エイバン商事(株)	¥25,980,000		
3030001090737	埼玉消防機械(株) 中央支店			辞退
3030001003582	(株)サイボウ	¥27,950,000		
7020001028081	日本船舶薬品(株) 関東営業所	¥25,680,000		落札
2011101016254	日本光電工業(株) 北関東支店			辞退

見積経過(不落札随意契約の場合のみ記載する。)

法人番号	見積業者名	見積1回目	見積2回目	備考

入札結果

日本船舶薬品(株) 関東営業所と¥25,680,000に消費税及び地方消費税の額(10/100) ¥2,568,000を加算した¥28,248,000で契約するものとする。

予定価格	¥39,996,000	最低制限価格	
(入札書比較価格)	¥36,360,000	(入札書比較価格)	

物-264	15
-------	----

※予定価格及び最低制限価格は税込み(金額の記載のないものは、「設定なし」)。

「この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第7号)第3条の規定に基づき、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得た後にこれを本契約とする。」

高度救命処置用資機材等一覧（救急車2台分）

No.	品名	規格	数量
1	酸素吸入器	・二連式加湿酸素流量計オキシパックOX-III S …車両購入先で艤装	2
		・救急用人工呼吸器酸素取出口「ジュンロン×1」付き…車両購入先で艤装	2
		・減圧弁（オキシパック用）	4
		・三方チーズ高圧用	2
		・配管ホース 緑 6m	2
		・ニードルつまみ	2
2	人工呼吸器	アンプ蘇生バック・マークIV	4
		アンプ蘇生バック・マークIV新生児用 24個	2
		ガスサプライバルブ（アンプ用アダプタつき）	1
3	吸引器	電動吸引器 LSU Serres （本体、ショルダーストラップ、サイドポーチ）1式 （ウォールブラケット・ACアダプタは車両購入先で購入し艤装）	2
		壁掛け式吸引器 WS-1400 （定置型ユニットは車両購入先で購入し艤装）	2
4	気道確保用資機材	エアウェイスコープ AWS-S200	2
		救急用カプノメータ EMMA OE-CO-04	3
		喉頭鏡セット KaWe LED喉頭鏡 ハンドル ショートタイプ 2本 ブレード メガライトマッキントッシュ（サイズ0,1,2,3,4,5）各2 専用ソフトケース 2個	2
5	自動体外式除細動器 （二相波形式）	TEC-2603	2
		標準付属品一式 （フィンガープローブ TL-201T、サーマルヘッドクリーナーペン、心電 図絡み防止チューブ、記録紙）	2
		バッテリーパック SB-220V	4
		電極リード線 BR-923P	2
		SDメモリーカード QM-002D	2
		CO2センサーキット TG-900P	2
		記録器 WS-261V（電源コード含む）	2
		電源コード	2

6	血中酸素飽和度測定器 (血中酸素飽和度測定器に 心電計一体型)	ベッドサイドモニタBSM-3562 ライフスコープVS ※ 標準付属品含む (・電極リード線 (3電極) BR-903P、ECG中継コードJC-916P、SpO2中継コードJL-900P、成人用中継エアホース (1.5m) YN-900P、成人用カフYP-713T S951D、小児用カフYP-711T S951B)	2
		バッテリーパック SB-671P	2
		心電図誘導コード (12誘導) BJ-900P	2
		電極リード線 (3電極) BR-903P	2
		中継エアホース	2
		12誘導解析ソフトQP-03IP	2
7	血圧計	エレマーノ血圧計H56	2
		エレマーノ血圧計H56用腕帯(SS、S、L、LL)	2
		ウォール型アネロイド血圧計 (車両購入先で艤装)	2
8	人工呼吸器 ベンチレーター	メデュマットイージー・CPR ワコー商事製 (車両購入先で艤装)	2式
		Air Soft ディスポマスク (大人用1組3個入)	2
		シリコンヘッドハーネス (1組5枚入)	2
9	携帯用酸素呼吸器	オキシゲンキャリーバッグ 0-100/オレンジ (側面に消防本部名入れ)	2
		オキシバッグ WMOB-1 (側面に消防本部名入れ)	2
10	減圧弁	FLW2型 (ヨーク型)	4
11	救急バック	マックストラウマキットII モデル5135 (側面に消防本部名入れ)	2
		(隊長バッグ) ジャンプキットバッグM WJK-M (側面に消防本部名入れ)	2
12	体温計	電子体温計 C206	2
13	聴診器	リットマン マスターカーディオロジー2160 (ブラック)	2
		リットマン クラシックII (小児用)	2
		リットマン クラシックII (新生児用)	2
14	担架	ターポリン担架足袋付き	2
15	固定器具	モデル677 ベディスリーブ 小児用	2
16	ストレッチャーベルト	モデル430-2P (2ピース ブラック)	2
17	スクープストレッチャー	モデル65EXL ピン付き (436-IP 3本付属)	2
		モデル445-S ヘッドイモビライザー	2

18	全身固定ボード	モデル2010 バックボード	2	2 式
		モデル436-BK ストラップ	2	
		モデル445 ヘッドイモビライザー	2	
19	血中酸素飽和度測定器	ポケットSpO2 モニタ WEC-7201	2	
		パルスオキシメーターRad-G	2	
		リニューザブル指センサ	2	
		専用キャリングケース	2	
20	骨盤固定具	サムスリングーII (スタンダード)	2	
21	膿盆	受水盆700ml 目盛付	2	
22	オゾン殺菌装置	タムラテコ製 バクテクター BT-03	2	
23	血糖測定器	メディセーフフィットスマイル	2	
24	自動胸骨圧迫器	コーパルス CPR	1	
		アーム	1	
		スタンプショート	2	
		バッテリー	2	
		SD カード	1	
		パワーサプライ	1	
		電源コード	1	
		バックパック	1	
		バックバックストラップ	1	
		レックボード	1	
		固定リング	1	
		固定ストラップ	4	
外部充電器	1			

(議案第31号参考資料)

三郷市税条例の改正概要

(三郷市行政手続条例の適用除外)

○第4条 (公布の日から施行)

引用条文の整理です。

(寄附金税額控除)

○第34条の7 (公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行)

公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整理です。

(市民税の減免)

○第51条 (公布の日から施行)

文言の整理です。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

○第56条 (令和7年4月1日から施行)

私立学校法の一部を改正する法律(令和5年法律第21号)が令和7年4月1日から施行されることに伴う引用条文の整理です。

(固定資産税の減免)

○第71条 (公布の日から施行)

文言の整理です。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

○第91条 (公布の日から施行)

引用条文の整理です。

(特別土地保有税の減免)

○第112条の3（公布の日から施行）

職権による特別土地保有税の減免を可能とする規定の追加です。

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

○附則第4条の2（公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年一月一日から施行）

地方税法の改正に伴い、削除するものです。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

○附則第7条の8（公布の日から施行）

令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設です。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

○附則第8条（公布の日から施行）

特別税額控除の算定に用いる所得割の額について、課税の特例適用後のものとなるよう読替規定を追加するもの及び地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

○附則第10条の2（公布の日から施行）

わがまち特例に係る一定のバイオマス発電設備及び一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に対する課税標準の特例措置の創設、特定事業所内保育施設（企業主導型保育事業）に対する課税標準の特例措置の削除並びに地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

○附則第13条の2（公布の日から施行）

規定の削除による条文の整備です。

（免税点の適用に関する特例）

○附則第14条（公布の日から施行）

附則第13条の2の改正に伴う規定の整備です。

（特別土地保有税の課税の特例）

○附則第15条（公布の日から施行）

令和6年度評価替えによる年度の更新です。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

○附則第16条の3（公布の日から施行）

令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設に伴う引用条文の整理です。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

○附則第16条の4（公布の日から施行）

令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設に伴う引用条文の整理です。

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

○附則第17条（公布の日から施行）

令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設に伴う引用条文の整理です。

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

○附則第18条（公布の日から施行）

令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設に伴う引用条文の整理です。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

○附則第19条（公布の日から施行）

令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設に伴う引用条文の整理です。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第20条 (公布の日から施行)

令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設に伴う引用条文の整理です。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第20条の2 (公布の日から施行)

令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設に伴う引用条文の整理です。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第20条の3 (公布の日から施行)

令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設に伴う引用条文の整理です。

三郷市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(三郷市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 三郷市行政手続条例(平成10年条例第1号)第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、三郷市行政手続条例<u>第2章及び第3章</u>の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(次号に掲げる寄附金を除く。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>埼玉県知事又は埼玉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、規</p>	<p>(三郷市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 三郷市行政手続条例(平成10年条例第1号)第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、三郷市行政手続条例<u>第2章(第8条を除く。)</u>及び<u>第3章(第14条を除く。)</u>の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金<u>及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(次号に掲げる寄附金を除く。)</u>のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>(削除)</p> <p>イ アに掲げるもののほか、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、規則で定</p>

則で定めるもの

(2) (略)

2 (略)

(市民税の減免)

第51条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財

めるもの

(2) (略)

2 (略)

(市民税の減免)

第51条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財

団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2～6 (略)

7 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

(特別土地保有税の減免)

第112条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

(特別土地保有税の減免)

第112条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(新設)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税

が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(削除)

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税

の課税の特例)

第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～13 (略)

(新設)

14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設

の課税の特例)

第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～13 (略)

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設

備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 (略)

21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(新設)

24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

26・27 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 (略)

2・3 (略)

4 令和2年度分の固定資産税について三郷市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第12号)による改正前の三郷市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき

備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

21 (略)

(削除)

22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

27・28 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 (略)

2・3 (略)

(削除)

額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第14条 附則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第109条第1号及び第116条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第109条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定

(免税点の適用に関する特例)

第14条 附則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第109条第1号及び第116条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第109条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定

の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5の規定の適用については、附則第7条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5の規定の適用については、附則第7条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5の規定の適用については、附則第7条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5の規定の適用については、附則第7条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5の規定の適用については、附則第7条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5の規定の適用については、附則第7条の5第1項中「所得割の額」とあ

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及

るのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5の規定の適用については、附則第7条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5の規定の適用については、附則第7条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5の規定の適用については、附則第7条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次

び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次

に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5の規定の適用については、附則第7条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 (略)

に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 (略)

(議案第32号参考資料)

三郷市都市計画税条例の改正概要
(公布の日から施行)

(法附則第15条第32項の条例で定める割合)

○附則第3項

規定の削除に伴う項の繰り上げ及び地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(法附則第15条第37項の条例で定める割合)

○附則第4項

規定の削除に伴う項の繰り上げ及び地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

○附則第5項

わがまち特例に係る一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に対する課税標準の特例措置の創設です。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

○附則第6項

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

三郷市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p><u>3</u> 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p><u>4</u> 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p><u>5</u> 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p><u>6</u> 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(削除)</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p><u>3</u> 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p><u>4</u> 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p><u>5</u> 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p><u>6</u> 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>

(議案第33号参考資料)

三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

附 則

(新設)

(新設)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応じるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は地域型保育事業が不足している事情に鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小

<p>(新設)</p>	<p><u>学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。</u></p> <p><u>第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</u></p>

(議案第34号参考資料)

三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない</u>。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもつ</p>	<p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p>

て調製するファイルに記載事項を記録した
ものを交付する方法

3～6 (略)

3～6 (略)

